

減免規定の見直し、統一について

施設使用料の見直しの一環として、各施設の減免規定の見直しも行います。

＜見直しの主なポイント＞

- ① 減免対象の見直し（国、県、市以外の地方公共団体の減額を取りやめ等）
- ② 減額割合の単純化（70%、50%、30%の3段階→50%のみに統一）
- ③ 各施設で表現が異なっていた文言をできるだけ統一

区分	対象	現在	見直し、統一後
減額	国、県、その他の地方公共団体	100分の70を減額 （例）国、国の附属機関若しくは出先機関、県、県の附属機関若しくは出先機関又は地方公共団体がその行政目的のために利用する場合	減額しない ---
	県教委、県教委関係団体、国立・県立学校	100分の70を減額 （例）県教育委員会又は県教育委員会が構成員である団体及び国立又は県立学校がその教育目的のために利用する場合	減額しない ---
	公共、公益的利用	100分の50を減額 （例）使用者が芸術文化普及活動、公共福祉活動又は社会教育活動を公益的又は公共的に開催するために利用する場合	100分の50を減額 利用者が、芸術文化、社会福祉又は社会教育の普及及び活動（並び順は施設より変更）を公益的又は公共的に開催するために利用する場合
	県域、広域団体関係	100分の30を減額 （例）広域で構成する社会教育団体、芸術文化団体及び社会福祉団体がその目的のために利用する場合	100分の50を減額 県域で構成する芸術文化団体、社会福祉団体、社会教育団体（並び順は施設より変更）その他の公共的な団体が、その目的のために利用する場合
	市が認めた場合	市長が認める割合	100分の50を減額
免除	市、市議会関係	免除 （例）市、市議会、市の附属機関若しくは出先機関又は市が構成員である団体若しくは特別地方公共団体が、その行政目的のために利用する場合又は共同主催事業のために利用する場合	免除 市（市議会並びに市の附属機関及び出先機関を含む。）、市が構成員である団体又は市が構成員である特別地方公共団体が、その行政目的のために利用する場合
	消防関係（コミセン、防災系施設のみ）	免除 （例）消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等消防防災を目的として結成された団体が、その目的のために利用する場合	免除 消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等消防防災を目的として結成された団体が、その目的のために利用する場合
	教育関係	免除 （例）教育委員会、市立学校、市立幼稚園及び教育委員会、市立学校、市立幼稚園が構成員である団体が、その教育目的のために利用する場合	免除 教育委員会（教育委員会の附属機関及び出先機関を含む。）、市立学校若しくは市立幼稚園又は教育委員会、市立学校若しくは市立幼稚園が構成員である団体が、その教育目的のために利用する場合
	共催、後援関係	免除 （例）国、国の附属機関及び出先機関、県及び県の附属機関又は出先機関、県教育委員会が行政目的又は教育目的のために市又は教育委員会と共同主催で使用する場合若しくは市又は教育委員会が後援となり使用する場合	免除しない ---
	市域の公共団体	免除 （例）市の社会福祉団体、社会教育団体、芸術文化団体又は公共的団体がその目的のために利用する場合	免除 市内の芸術文化団体、社会福祉団体、社会教育団体（並び順は施設より変更）その他の公共的な団体が、その目的のために利用する場合
	市が認めた場合	免除	免除